



大日本帝國政府

(丁)二十三

至急措置事項

一 豫算上ノ換算率ノ商議 (二月末日迄ニ一切確定)

二 換算率ノ決定 (支那ノ為替課、南洋ノ總務課)

(1) 陸、海、大東照ト打合セテ要ス

(2) 物價、通貨量等ノ最近事情調査 (計費課)

(3) 法規的根據ノ確定 (總務課、主計局)

三 豫算上ノ換算率先行案ノ確定 (總務課)

四 會計手續ノ改正 (主計局、理財局、總務課)

○ 陸、海、大東照ト打合セテ要ス

(外、總、昭、一九三六)

一、外債ノ金と爲シカ (外債課) 二、陸海ノ協同ノ爲シテ (陸海課) 三、主計局ノ協同ノ爲シテ (主計局) 四、總務課ノ協同ノ爲シテ (總務課)

大日本帝國政府

正金、銀、兩、錢ノ經理上ノ借入（總務課、銀行部）

(1) 外債借入ト爲ス形式及其ノ場合ノ爲替リスクノ問題（爲

替課）

(2) 實借對照表ノ編成ノ問題（總務、郵政ヲ含ム、總務課）

因交易會計豫算ノ實行上ノ借入（爲替課）

三内閣系ニ對スル準備（大藏廳長各局長トノ打合せヲ要ス）

（一）政府ノ場合ノ貸入豫算^{換算}ノモ、途金應納、支那關國債運用損

益、額々含現行維持

（二）大東亞省トノ預案一掃